

# 県庁舎ほか 15 地区合同庁舎貯水槽等清掃業務仕様書

1. 本仕様書は、「県庁舎ほか 15 地区合同庁舎貯水槽等清掃業務」に適用する。
2. 本業務は、県庁舎及び各地区合同庁舎等に設置している受水槽設備等について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 4 条及び水道法施行規則第 55 条に基づく定期清掃を実施し、劣化及び不具合の状況を把握することにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。
3. 清掃業務の実施場所は、次のとおりとする。

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 県庁舎           | 盛岡市内丸 10 番 1 号        |
| 盛岡地区合同庁舎      | 盛岡市内丸 11 番 1 号        |
| 花巻地区合同庁舎      | 花巻市花城町 1 番 41 号       |
| 北上地区合同庁舎      | 北上市芳町 2 番 8 号         |
| 奥州地区合同庁舎      | 奥州市水沢大手町 1 番 2 号      |
| 奥州地区合同庁舎分庁舎   | 奥州市水沢大手町 5 番 5 号      |
| 奥州地区合同庁舎江刺分庁舎 | 奥州市江刺大通り 7 番 13 号     |
| 一関地区合同庁舎      | 一関市竹山町 7 番 5 号        |
| 一関地区合同庁舎千厩分庁舎 | 一関市千厩町千厩字北方 85 番 2 号  |
| 大船渡地区合同庁舎     | 大船渡市猪川町字前田 6 番 1 号    |
| 遠野地区合同庁舎      | 遠野市六日町 1 番 22 号       |
| 釜石地区合同庁舎      | 釜石市新町 6 番 50 号        |
| 宮古地区合同庁舎      | 宮古市五月町 1 番 20 号       |
| 岩泉地区合同庁舎      | 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 24 番 3 号 |
| 久慈地区合同庁舎      | 久慈市八日町 1 番 1 号        |
| 二戸地区合同庁舎      | 二戸市石切所字荷渡 6 番 3 号     |

4. 清掃の対象となる水槽の構造及び規模は以下のとおりとする。

| 設置建物     | 水槽名    | 構造  | 方式  | 規模（実容量）                    | 設置場所    |
|----------|--------|-----|-----|----------------------------|---------|
| 県庁舎      | 受水槽    | SUS | 重力式 | 72.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | 議会棟脇    |
|          | 高置水槽   | FRP |     | 16.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | PH3 水槽室 |
|          | 井水受水槽  | RC  | 重力式 | 296.88m <sup>3</sup> （一槽式） | ボイラー室   |
|          | 井水高置水槽 | FRP |     | 20.0m <sup>3</sup> （一槽式）   | PH3 水槽室 |
| 盛岡地区合同庁舎 | 地上式受水槽 | FRP | 重力式 | 28.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | 地下駐車場   |
|          | 地下式受水槽 | RC  | 重力式 | 37.939m <sup>3</sup> （一槽式） | ボイラー室   |
|          | 井水高置水槽 | FRP |     | 12.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | PH3 水槽室 |
|          | 融雪水槽   | RC  | —   | 23.864m <sup>3</sup> （一槽式） | ボイラー室   |
| 花巻地区合同庁舎 | 受水槽    | SUS | 加圧式 | 18.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | 屋外      |
| 北上地区合同庁舎 | 受水槽    | SUS | 加圧式 | 10.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | 屋外      |
| 奥州地区合同庁舎 | 受水槽    | SUS | 加圧式 | 12.0m <sup>3</sup> （二槽式）   | 水槽室     |

|                 |      |     |     |                           |       |
|-----------------|------|-----|-----|---------------------------|-------|
| 奥州地区合同庁舎分<br>庁舎 | 受水槽  | FRP | 重力式 | 11.25m <sup>3</sup> (一槽式) | 屋外    |
|                 | 高置水槽 | FRP |     | 4.5m <sup>3</sup> (一槽式)   | PH水槽室 |
| 奥州 " 江刺分<br>庁舎  | 受水槽  | FRP | 加圧式 | 3.0m <sup>3</sup> (一槽式)   | 屋外    |
| 一関地区合同庁舎        | 受水槽  | FRP | 重力式 | 30.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 屋外    |
|                 | 高置水槽 | FRP |     | 7.875m <sup>3</sup> (一槽式) | PH水槽室 |
| 一関 " 千厩分<br>庁舎  | 受水槽  | FRP | 加圧式 | 16.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 屋外    |
| 大船渡地区合同庁舎       | 受水槽  | SUS | 重力式 | 20.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 屋外    |
|                 | 高置水槽 | SUS |     | 4.5m <sup>3</sup> (二槽式)   |       |
| 遠野地区合同庁舎        | 受水槽  | SUS | 重力式 | 40.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 屋外    |
|                 | 高置水槽 | FRP |     | 9.0m <sup>3</sup> (二槽式)   |       |
| 釜石地区合同庁舎        | 受水槽  | FRP | 加圧式 | 20.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 機械室   |
| 宮古地区合同庁舎        | 受水槽  | FRP | 重力式 | 17.5m <sup>3</sup> (一槽式)  | 機械室   |
|                 | 高置水槽 | FRP |     | 2.25m <sup>3</sup> (一槽式)  | PH水槽室 |
|                 | 高置水槽 | FRP |     | 7.5m <sup>3</sup> (一槽式)   | PH水槽室 |
| 岩泉地区合同庁舎        | 受水槽  | SUS | 加圧式 | 8.0m <sup>3</sup> (一槽式)   | 屋外    |
| 久慈地区合同庁舎        | 受水槽  | FRP | 加圧式 | 30.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 機械室   |
| 二戸地区合同庁舎        | 受水槽  | SUS | 加圧式 | 30.0m <sup>3</sup> (二槽式)  | 機械室   |

5. 給水施設の構造、設備の状態は、図面等による推定に頼らず、配管、電源等事前に現場で確認すること。また、各種機器の作動状態を点検、作業場所の安全確認及び危険防止のための措置を講ずること。
6. 水槽の清掃作業は、庁舎の業務に支障のないよう庁舎担当者と充分打合せのうえ、次の要領により実施すること。
- (1) 貯水槽の清掃は次によること。
- ① 水槽内清掃作業前に、水槽外面及びマンホール周囲を清掃すること。
  - ② 作業は、健康状態の良好な者が行うこと。
  - ③ 作業衣及び使用器具は貯水槽清掃専用のものを用いるものとし、事前に十分消毒すること。
  - ④ 労働安全衛生規則第 519 条第 2 項に基づき作業の安全対策には万全の措置を講ずること。
  - ⑤ 貯水槽が 2 槽式である場合は、1 槽毎に清掃し、断水は避けること。
  - ⑥ 高置水槽がある場合には、受水槽と同一の日に清掃を行うこと。また、高置水槽の清掃は、受水槽の清掃を行った後に行うこと。
  - ⑦ 排水時に換気ファンを用いて槽内換気を行うこと。
  - ⑧ タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行うこと。(FRP タンクについては、1 回目の洗浄にスクラビングパッドを用いることとし、高圧洗浄機は

使用しないこと。2回目の洗浄には広角ノズル使用又は圧力を25kg/cm<sup>2</sup>程度に下げて実施すること。)

- ⑨ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排出すること。
- ⑩ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにすること。

(2) 貯水槽の消毒は次によること。

- ① 洗浄終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行うこと。(1回目終了後30分以上経て2回目を行うこと。)
- ② 消毒薬は、有効塩素50~100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- ③ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。
- ④ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排出すること。
- ⑤ 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する装置を講じること。
- ⑥ 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。なお、ステンレス製については、天井を含めた全面洗いをを行うこと。

(3) 貯水槽の点検は次によること。

- ① 作業終了後は機器類の復旧調整を行い、異物侵入の防止処置等の点検を行うと共に、給水系統のエア抜き及び赤水抜きを行うこと。

7. 高置水槽の清掃、消毒については、次により実施するものとする。

連結送水管等のバルブの切替及び電極切替等を行い、1槽ずつ実施すること。また、やむを得ず断水を伴う場合は、庁舎管理者と協議して休日に実施すること。

8. 様式1及び2より、機器類の運転状態を点検し、その結果を記入して提出するものとする。本仕様書で特記するもの以外の故障機器等の取替え及び修理は、本業務に含まないものとする。

9. 作業完了後は、庁舎担当者立会のもとに水質検査(残留塩素測定、色度、濁度、臭気、味)を実施すること。この水質検査の結果、不適合となった場合には再度貯水槽の清掃を実施し、水質検査の再検査を実施するものとし、水質検査に適合するまでこの作業を繰り返すものとする。

10. 作業者は、次に掲げる事項に十分留意して作業を実施するものとする。

(1) 作業の日時、工程、手順等は、あらかじめ庁舎担当者に打診し、双方協議のうえ決定し、作業実施前に作業計画書を庁舎担当者に提出するものとする。

なお、作業計画書には次の内容を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施工程表(作業時間、断水時間等)
- ③ 実施体制及び組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 使用機械器具等(校正が必要な機材については校正証明書を添付)
  - ・揚水ポンプ
  - ・高圧洗浄機

- ・残水処理機
  - ・換気ファン
  - ・防水型照明器具
  - ・色度計、濁度計及び残留塩素測定器
  - ・酸素濃度計
  - ・使用車両
  - ・電源コード
  - ・清掃用具
  - ・消毒用薬剤
  - ・その他
- ⑥ 作業内容及び手順
- ⑦ 業務管理（作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等）
- ⑧ 緊急時の連絡体制及び対応手順
- ⑨ 交通管理（敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の遵守等）
- ⑩ 環境対策（騒音、振動、ゴミ、ほこり等の対策等）
- ⑪ 産業廃棄物処理（産業廃棄物の運搬、処分方法等）
- ⑫ 作業員名簿
- ・腸内細菌検査結果報告書の写し（作業日より6か月以内のものとする。）
- ⑬ 証明書及び各資格証の写し
- ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証
  - ・建築物環境衛生管理技術者免状及び貯水槽清掃作業監督者再講習会修了証
  - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証

（2）作業を実施する際には、建物及び各種設備に損傷を与えないよう十分留意すること。

（3）作業中水槽に亀裂、その他の異常を発見した場合は、直ちに庁舎担当者へ報告すること。

（4）作業監督者には、法令で定める有資格者をあてるとともに、その資格証明書の写しを提出すること。また、作業従事者についても法令に基づく研修を受けている者をあて、その作業員名簿及び資格証明書の写しを提出すること。

（5）作業実施前に作業者の健康診断を実施し、検査内容、実施日及び結果を作業員名簿に記載し提出すること。なお、検便等による病原体検査は、作業日より6ヶ月以内のものとする。

（6）庁舎敷地内は全面禁煙とすること。

#### 1 1. 報告書の提出

清掃作業終了後、清掃点検報告書を2部作成し、1部を総務部管財課に、1部を関係広域振興局等の庁舎担当者へ提出すること。

通常の写真と併せて下記について追加で撮影すること。

- ・5面（天板、側板）
- ・排水溝空間
- ・ボールタップ、FMバルブ

#### 1 2. その他

県庁舎井水高架水槽は、市水高架水槽よりバイパス管を接続し、断水しないよう作業すること。